

費用無料
秘密厳守

新潟県労働委員会委員による

労働トラブル 休日相談会



	日時	会場
第1回	10月22日(日) 13:30~16:30	【新潟会場】新潟県庁16階 労働委員会 (新潟市中央区新光町4-1)
第2回	10月28日(土) 13:30~16:30	【長岡会場】長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)

- 相談内容：解雇、賃金や退職金未払い、パワハラなどの労使間トラブル（採用に関するものは除く。）
- 相談時間：1人当たり約30分
- 相談員：労働委員会委員3名（公益委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社役員等)）
- 申込み：・各会場ともに**5日前の17時まで**に**WEB又は電話で予約**をお願いします。
 - ・定員に達した場合は、申込受付を終了させていただきます。
 - ・WEB申込みの場合、後日改めて電話でご相談内容を確認させていただきます。
 - ・電話申込みは、8時30分~17時（12時~13時は除く。）
- その他：・遠方にお住まいの方で、オンライン相談をご希望される場合はお申し出ください。



新潟県

お申込み・お問合せ

新潟県労働委員会事務局

WEB申込み（QRコードを読み取る）

☆新潟県電子申請システムによる

☎ 025-280-5544（土・日・祝日は除きます。）



相談会の相談事例

労働者個人から

- ・ 事業主から懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。
- ・ 職場でハラスメントを受け上司に相談したが対応してもらえない。
- ・ パートで働いているが、事前に何の説明もなく時給を引き下げられた。

使用者から

- ・ 社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。

労働委員会とは

- ◎ 労働組合や労働者個人と使用者（企業等）との間に発生したトラブルについて、当事者間による自主的な解決が困難な場合に、公平・中立な立場でお互いの主張を調整し、解決のためのお手伝いをする機関です。

詳しくは web で！



労働委員会は三者構成

- ◎ 公益委員（大学教授、弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社役員等）の三者構成で、新潟県では各5名計 15 名で構成されます。

個別労働関係紛争あっせん

- ◎ 労働委員会では、労働者個人（正社員、パート社員など雇用形態を問わず）と使用者（企業等）との間に発生したトラブルについて、迅速かつ適正な解決を図るあっせんを行っています。

労働委員会のあっせん員3名（公益委員、労働者委員、使用者委員各1名）と当事者が一堂に会し、あっせん員が双方からお話を聞いて、公平・中立な立場で解決をお手伝いします。

- ・ 労働者・事業主いずれからも申請できます。
- ・ 費用は無料、秘密は固く守られます。



詳細は右のQRコードから確認！

